
介護保険事業概要

(令和7年度実績)

目 黒 区

令和8年8月

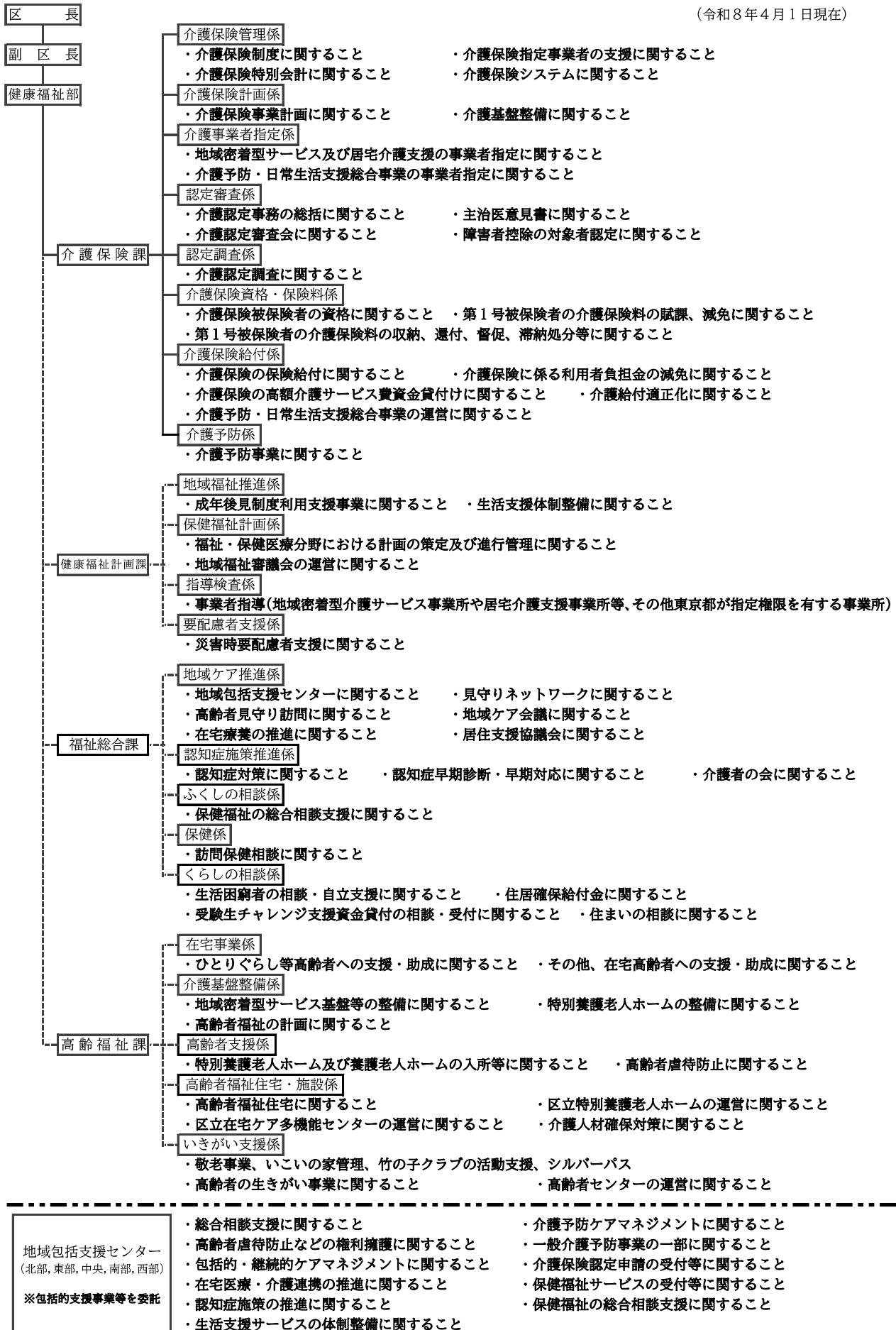
目 次

1	組織及び事務分掌	1
2	高齢者人口の推移	2
3	被保険者	3
4	介護保険料	6
5	要介護認定	15
6	保険給付	18
7	経理状況	26
8	利用者保護	32
9	趣旨普及	34
10	介護サービス基盤	35
11	事業者指導	38
12	地域支援事業等	39
13	審議会等	45
	介護保険制度に係る主な変遷	47
	目黒区介護保険条例	49
	目黒区介護保険関係条例・規則・要綱一覧	64

※ 本誌内の数値・データは個別の記載がない限りは、各年度末日現在の内容である。
また、特段の理由により記載が必要な場合を除き、本誌では「令和」等、年号の表記を省略とする。

1 組織及び事務分掌

(令和8年4月1日現在)



2 高齢者人口の推移

介護保険制度は平成12年度からスタートし、現在27年目を迎えているが、令和4年度から7年度までの目黒区の人口を見ると4,259人増加し、高齢者数は558人の増である。

目黒区の高齢化率は、令和4年度（令和5年4月1日現在。年度末の数値に代えてその翌日の住民基本台帳における数値を用いる。以下このページにおいて同様とする。）の19.72%から、令和7年度（令和8年4月1日）には19.62%で0.10ポイント低くなっており、減少傾向にある。

後期高齢者割合についても、令和4年度から7年度までの間で0.37ポイント増えており、上昇傾向にある。

なお、令和8年1月1日現在の住民基本台帳に基づく都民数は14,077,552人、高齢者数が3,159,037人で、高齢化率は22.44%であった。同日現在の目黒区の高齢化率は19.66%であり、都の高齢化率に対し、目黒区の高齢化率は2.78ポイント低かった。

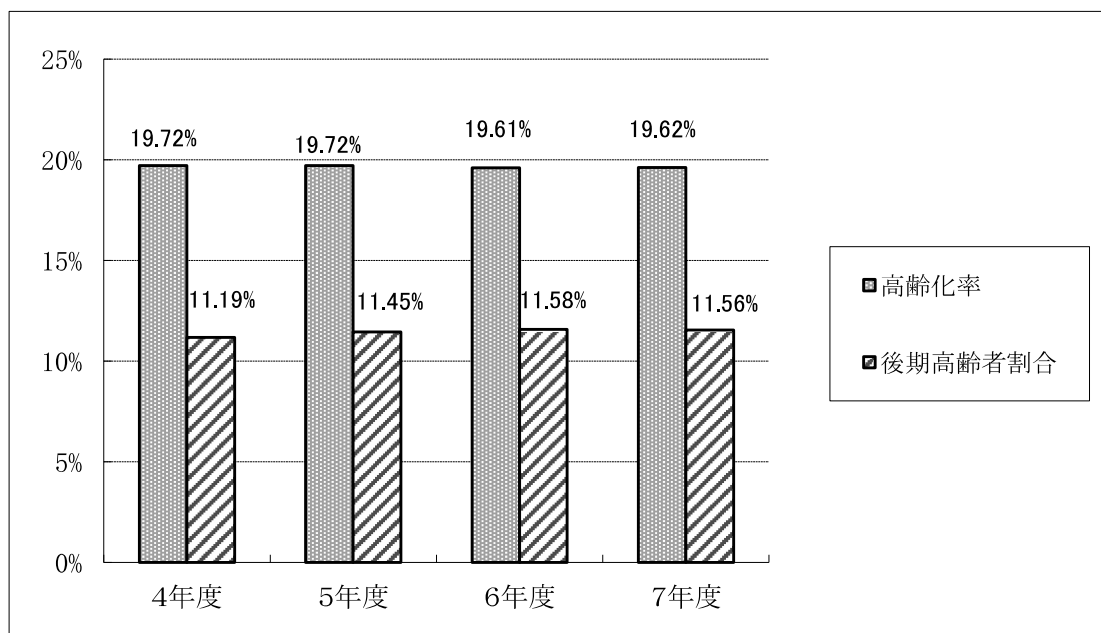
（1）人口の推移（住民基本台帳より）

（単位：人）

年 齢 別	4年度 (5年4月1日)	5年度 (6年4月1日)	6年度 (7年4月1日)	7年度 (8年4月1日)
目黒区の人口	279,251	280,126	282,281	283,510
0～39歳	119,994	120,105	121,392	121,965
40～64歳	104,196	104,789	105,545	105,926
65～74歳	23,826	23,148	22,642	22,842
75歳以上 (後期高齢者割合)	31,235 (11.19%)	32,084 (11.45%)	32,702 (11.58%)	32,777 (11.56%)
高齢者人口 (高齢化率)	55,061 (19.72%)	55,232 (19.72%)	55,344 (19.61%)	55,619 (19.62%)

※「後期高齢者」とは75歳以上をいう。

（2）高齢化率



3 被保険者

被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者に分けられる。65歳以上を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。なお、目黒区から区外の特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、引き続き目黒区の被保険者となる（住所地特例）。

（1）第1号被保険者数

（単位：人）

年齢区分	4年度	5年度	6年度	7年度
65歳以上 75歳未満	23,882	23,175	22,668	22,867
75歳以上 85歳未満	20,261	21,121	21,576	21,534
85歳以上	11,636	11,569	11,725	11,905
（再掲）外国人被保険者	（630）	（662）	（726）	（754）
（再掲）住所地特例被保険者	（1,010）	（986）	（1,014）	（1,046）
合 計	55,779	55,865	55,969	56,306

（2）納付方法別被保険者数

第1号被保険者は被保険者一人ひとりが介護保険料を納めるが、第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料と一括して納める。第1号被保険者の納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類の方法があり、受給している老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の場合には、原則、年金から保険料が天引きされる特別徴収対象者となる。それ以外に該当する者が、納付書等での個別納付となる普通徴収対象者である。

（単位：人）

年度	特別徴収対象者	普通徴収対象者	合 計
4	48,125	7,654	55,779
5	47,758	8,107	55,865
6	47,586	8,383	55,969
7	47,505	8,801	56,306

(3) 所得段階別被保険者数

介護保険料は、本人や本人の属する世帯の住民税課税の有無や、本人の合計所得金額などによって区分されている。
(単位：人、%)

年度	所得段階	特別徴収対象者	普通徴収対象者	合 計	構成比
4	1	869	804	1,673	3.0
	2	5,677	1,622	7,299	13.1
	3	3,191	138	3,329	6.0
	4	3,256	89	3,345	6.0
	5	4,890	944	5,834	10.5
	6	4,897	69	4,966	8.9
	7	5,843	695	6,538	11.7
	8	5,944	653	6,597	11.8
	9	4,429	552	4,981	8.9
	10	2,557	333	2,890	5.2
	11	2,539	455	2,994	5.4
	12	1,116	247	1,363	2.4
	13	655	198	853	1.5
	14	438	128	566	1.0
	15	428	149	577	1.0
	16	406	181	587	1.1
	17	990	397	1,387	2.5
	合計	48,125	7,654	55,779	100.0
5	1	826	778	1,604	2.9
	2	5,600	1,665	7,265	13.0
	3	3,300	137	3,437	6.2
	4	3,310	86	3,396	6.1
	5	4,720	957	5,677	10.2
	6	4,802	71	4,873	8.7
	7	5,945	757	6,702	12.0
	8	5,776	720	6,496	11.6
	9	4,417	633	5,050	9.0
	10	2,639	441	3,080	5.5
	11	2,505	460	2,965	5.3
	12	1,094	268	1,362	2.4
	13	591	179	770	1.4
	14	389	142	531	1.0
	15	413	177	590	1.1
	16	423	172	595	1.1
	17	1,008	464	1,472	2.6
	合計	47,758	8,107	55,865	100.0
6	1	6,295	2,412	8,707	15.6
	2	3,282	133	3,415	6.1
	3	3,280	73	3,353	6.0
	4	4,403	980	5,383	9.6
	5	4,891	63	4,954	8.9
	6	5,258	684	5,942	10.6
	7	6,502	798	7,300	13.0
	8	4,699	698	5,397	9.6
	9	2,611	458	3,069	5.5
	10	2,255	489	2,744	4.9
	11	1,178	307	1,485	2.7
	12	631	207	838	1.5
	13	449	152	601	1.1
	14	414	203	617	1.1
	15	398	195	593	1.1
	16	390	215	605	1.1
	17	275	152	427	0.8
	18	375	164	539	1.0
	合計	47,586	8,383	55,969	100.0

年度	所得 段階	特別徴収対象者	普通徴収対象者	合 計	構成比
7	1	6,184	2,439	8,623	15.3
	2	3,358	125	3,483	6.2
	3	3,234	76	3,310	5.9
	4	4,124	1,017	5,141	9.1
	5	4,875	70	4,945	8.8
	6	5,152	698	5,850	10.4
	7	6,478	812	7,290	12.9
	8	4,759	807	5,566	9.9
	9	2,693	474	3,167	5.6
	10	2,417	510	2,927	5.2
	11	1,222	325	1,547	2.7
	12	618	237	855	1.5
	13	460	181	641	1.1
	14	409	213	622	1.1
	15	418	206	624	1.1
	16	431	255	686	1.2
	17	284	171	455	0.8
	18	389	185	574	1.0
	合計	47,505	8,801	56,306	100.0

※端数処理の関係で構成比の単純合計は100%とならないことがある。

(4) 第1号被保険者資格取得喪失事由状況

主な事由としては、65歳以上の人が転入、または誕生日で65歳になると第1号被保険者の資格を取得（資格変更）する。また、65歳以上の人が転出、死亡すると資格を喪失する。

(単位：人)

年度	事 由	資格取得(変更)者	資格喪失者	増減	第一号被 保険者数
4	転入	610	-	-	-
	65歳到達	2,478	-	-	-
	転出	-	933	-	-
	死亡	-	2,278	-	-
	その他	16	35	-	-
	合 計	3,104	3,246	-142	55,779
5	転入	597	-	-	-
	65歳到達	2,625	-	-	-
	転出	-	886	-	-
	死亡	-	2,206	-	-
	その他	13	57	-	-
	合 計	3,235	3,149	86	55,865
6	転入	621	-	-	-
	65歳到達	2,632	-	-	-
	転出	-	916	-	-
	死亡	-	2,216	-	-
	その他	15	32	-	-
	合 計	3,268	3,164	104	55,969
7	転入	653	-	-	-
	65歳到達	2,816	-	-	-
	転出	-	903	-	-
	死亡	-	2,205	-	-
	その他	20	44	-	-
	合 計	3,489	3,152	337	56,306

4 介護保険料

(1) 保険料算定のしくみ

3年間の目黒区における介護サービス利用量見込み等から、1人あたりの平均的な保険料額を算出し、基準保険料額として定めている。これは、概ね次のような算式で計算される。

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{介護サービス総費用及び地域支援事業総事業費のうち第1号被保険者の負担分}}{\text{目黒区の第1号被保険者数}}$$

(2) 保険料の所得段階及び保険料額

本人や本人の属する世帯の住民税の課税の有無と本人の合計所得金額などによって、下表のとおり所得段階1～18に区分されている。

第9期保険料（6年度から8年度まで）【* 3 12頁を参照】 (単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得等の状況）	算定式
1	21,204 (軽減前33,852)	1,767 (2,821)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税 世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.285 (軽減前0.455)
2	26,040 (軽減前40,920)	2,170 (3,410)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.55)
3	48,360 (軽減前48,732)	4,030 (4,061)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.65 (軽減前0.655)
4	63,240	5,270	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85
5 (基準額)	74,400	6,200	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円を超える	基準額×1.00
6	81,840	6,820	本人の住民税が課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
7	89,280	7,440	本人の住民税が課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満	基準額×1.20
8	104,160	8,680	本人の住民税が課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.40
9	119,040	9,920	本人の住民税が課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.60
10	141,360	11,780	本人の住民税が課税で、合計所得金額が420万円以上600万円未満	基準額×1.90
11	156,240	13,020	本人の住民税が課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.10
12	178,560	14,880	本人の住民税が課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.40
13	208,320	17,360	本人の住民税が課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	基準額×2.80
14	238,080	19,840	本人の住民税が課税で、合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	基準額×3.20
15	260,400	21,700	本人の住民税が課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	基準額×3.50
16	290,160	24,180	本人の住民税が課税で、合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	基準額×3.90
17	305,040	25,420	本人の住民税が課税で、合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満	基準額×4.10
18	319,920	26,660	本人の住民税が課税で、合計所得金額が5,000万円以上	基準額×4.30

参考

ア 第1期保険料（12年度から14年度まで）

国による特別対策が実施されたため、介護保険事業計画に基づく保険料とは異なる。

○第1期の年度ごとの介護保険料（単位：円）

所得段階	12年度	13年度	14年度
	年間保険料	年間保険料	年間保険料
1	4,988	14,879	19,782
2	7,482	22,318	29,673
3(基準額)	9,975	29,757	39,564
4	12,469	37,197	49,455
5	14,963	44,636	59,346

○介護保険事業計画に基づく12年度から14年度までの保険料

所得段階	年 額	平均月額
1	19,950	1,663
2	29,925	2,494
3(基準額)	39,900	3,325
4	49,875	4,157
5	59,850	4,988

イ 第2期保険料（15年度から17年度まで）

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	21,120	1,760	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	31,680	2,640	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75
3(基準額)	42,240	3,520	本人が住民税非課税で世帯員が課税	基準額×1.00
4	52,800	4,400	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25
5	63,360	5,280	// 200万円以上800万円未満	基準額×1.50
6	69,696	5,808	// 800万円以上	基準額×1.65

ウ 第3期保険料（18年度から20年度まで）

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	25,320	2,110	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	30,384	2,532	世帯全員住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.60
3	35,448	2,954	世帯全員住民税非課税で、所得段階第2段階以外	基準額×0.70
4(基準額)	50,640	4,220	本人が住民税非課税で、世帯員が住民税課税	基準額×1.00
	※1		激変緩和(経過措置)	税制改正がなかったとしたら1段階の場合
	※2			税制改正がなかったとしたら2段階の場合
	※3			税制改正がなかったとしたら3段階の場合
5	60,768	5,064	本人の住民税が課税で合計所得金額200万円未満	基準額×1.20
	※4		激変緩和(経過措置)	税制改正がなかったとしたら1段階の場合
	※5			税制改正がなかったとしたら2段階の場合
	※6			税制改正がなかったとしたら3段階の場合
6	70,896	5,908	本人の住民税が課税で合計所得金額200万円以上400万円未満	基準額×1.40
	7	81,024	本人の住民税が課税で合計所得金額400万円以上600万円未満	基準額×1.60
8	91,152	7,596	本人の住民税が課税で合計所得金額600万円以上1,000万円未満	基準額×1.80
9	101,280	8,440	本人の住民税が課税で合計所得金額1,000万円以上	基準額×2.00

【※】 地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者と税制改正により世帯員が課税になる場合には、経過措置がある。

	18年度			19・20年度		
	算定率	年額	平均月額	算定率	年額	平均月額
※1	基準額×0.86	33,422	2,785	基準額×0.83	42,031	3,502
※2	基準額×0.73	36,967	3,080	基準額×0.86	43,550	3,629
※3	基準額×0.80	40,512	3,376	基準額×0.90	45,576	3,798
※4	基準額×0.73	36,967	3,080	基準額×0.96	48,614	4,051
※5	基準額×0.80	40,512	3,376	基準額×1.00	50,640	4,220
※6	基準額×0.86	43,550	3,629	基準額×1.03	52,159	4,346
※7	基準額×1.06	53,678	4,473	基準額×1.13	57,223	4,768

エ 第4期保険料(21年度から23年度まで)

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	25,200	2,100	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	30,240	2,520	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.60
3	35,280	2,940	世帯全員の住民税が非課税で、所得段階第2段階以外	基準額×0.70
特例 4	42,840	3,570	本人が住民税非課税で、世帯員が課税（本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下）	基準額×0.85
4 (基準額)	50,400	4,200	本人が住民税非課税で、世帯員が課税（所得段階が特例4段階以外）	基準額×1.00
5	55,440	4,620	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
6	60,480	5,040	// 125万以上250万円未満	基準額×1.20
7	70,560	5,880	// 250万以上400万円未満	基準額×1.40
8	80,640	6,720	// 400万以上600万円未満	基準額×1.60
9	90,720	7,560	// 600万以上1,000万円未満	基準額×1.80
10	100,800	8,400	// 1,000万円以上	基準額×2.00

※国による緊急特別対策として、臨時特例交付金による軽減措置が実施されたため、基準月額4,293円が4,200円となった。

オ 第5期保険料(24年度から26年度まで)

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	29,760	2,480	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.50
2	32,736	2,728	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.55
特例 3	35,712	2,976	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60
3	41,664	3,472	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える	基準額×0.70
特例 4	50,592	4,216	本人が住民税非課税で、世帯員が課税（本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下）	基準額×0.85
4 (基準額)	59,520	4,960	本人が住民税非課税で、世帯員が課税（本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える）	基準額×1.00
5	65,472	5,456	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
6	71,424	5,952	// 125万以上190万円未満	基準額×1.20
7	83,328	6,944	// 190万以上300万円未満	基準額×1.40
8	95,232	7,936	// 300万以上400万円未満	基準額×1.60
9	113,088	9,424	// 400万以上600万円未満	基準額×1.90
10	124,992	10,416	// 600万以上800万円未満	基準額×2.10
11	142,848	11,904	// 800万以上1,000万円未満	基準額×2.40
12	160,704	13,392	// 1,000万以上1,200万円未満	基準額×2.70
13	178,560	14,880	// 1,200万円以上	基準額×3.00

※特例3段階、特例4段階を含む実質15段階に区分されている。

カ 第6期保険料(27年度から29年度まで)

(単位：円)

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準(所得などの状況)	算定式
1	31,212 (軽減前34,680)	2,601 (2,890)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.45 (軽減前0.50)
2	31,212 (軽減前34,680)	2,601 (2,890)	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.45 (軽減前0.50)
3	41,616	3,468	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60
4	48,552	4,046	世帯全員の住民税が非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える	基準額×0.70
5	58,956	4,913	本人が住民税非課税で、世帯員が課税 (本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額×0.85
6 (基準額)	69,360	5,780	本人が住民税非課税で、世帯員が課税 (本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える)	基準額×1.00
7	76,296	6,358	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
8	83,232	6,936	// 125万以上190万円未満	基準額×1.20
9	97,104	8,092	// 190万以上300万円未満	基準額×1.40
10	110,976	9,248	// 300万以上400万円未満	基準額×1.60
11	131,784	10,982	// 400万以上600万円未満	基準額×1.90
12	145,656	12,138	// 600万以上800万円未満	基準額×2.10
13	166,464	13,872	// 800万以上1,000万円未満	基準額×2.40
14	187,272	15,606	// 1,000万以上1,200万円未満	基準額×2.70
15	208,080	17,340	// 1,200万円以上	基準額×3.00

キ 第7期保険料（30年度から2年度まで）【*1、*2 12頁を参照】

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	33,696 (軽減前37,440)	2,808 (3,120)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.45 (軽減前0.50)
2	33,696 (軽減前37,440)	2,808 (3,120)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.45 (軽減前0.50)
3	44,928	3,744	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.60
4	52,416	4,368	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.70
5	63,648	5,304	本人が住民税非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85
6 (基準額)	74,880	6,240	本人が住民税非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える	基準額×1.00
7	82,368	6,864	本人が住民税課税で 合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
8	89,856	7,488	// 125万以上200万円未満	基準額×1.20
9	104,832	8,736	// 200万以上300万円未満	基準額×1.40
10	119,808	9,984	// 300万以上400万円未満	基準額×1.60
11	142,272	11,856	// 400万以上600万円未満	基準額×1.90
12	157,248	13,104	// 600万以上800万円未満	基準額×2.10
13	179,712	14,976	// 800万以上1,000万円未満	基準額×2.40
14	202,176	16,848	// 1,000万以上1,200万円未満	基準額×2.70
15	224,640	18,720	// 1,200万以上1,500万円未満	基準額×3.00
16	247,104	20,592	// 1,500万以上2,000万円未満	基準額×3.30
17	269,568	22,464	// 2,000万円以上	基準額×3.60

ク 第8期保険料（3年度から5年度まで）

（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得等の状況）	算定式
1	22,320 (軽減前37,200)	1,860 (3,100)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税	基準額×0.30 (軽減前0.50)
2	22,320 (軽減前37,200)	1,860 (3,100)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.30 (軽減前0.50)
3	26,040 (軽減前44,640)	2,170 (3,720)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.60)
4	48,360 (軽減前52,080)	4,030 (4,340)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.65 (軽減前0.70)
5	63,240	5,270	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85
6 (基準額)	74,400	6,200	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える	基準額×1.00
7	81,840	6,820	本人の住民税が課税で、合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10
8	89,280	7,440	// 125万円以上200万円未満	基準額×1.20
9	104,160	8,680	// 200万円以上300万円未満	基準額×1.40
10	119,040	9,920	// 300万円以上400万円未満	基準額×1.60
11	141,360	11,780	// 400万円以上600万円未満	基準額×1.90
12	156,240	13,020	// 600万円以上800万円未満	基準額×2.10
13	178,560	14,880	// 800万円以上1,000万円未満	基準額×2.40
14	200,880	16,740	// 1,000万円以上1,200万円未満	基準額×2.70
15	223,200	18,600	// 1,200万円以上1,500万円未満	基準額×3.00
16	245,520	20,460	// 1,500万円以上2,000万円未満	基準額×3.30
17	267,840	22,320	// 2,000万円以上	基準額×3.60

【＊１】 元年度保険料（令和元年6月条例改正により所得段階１～４保険料変更）（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	28,080 (軽減前37,440)	2,340 (3,120)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.375 (軽減前0.50)
2	28,080 (軽減前37,440)	2,340 (3,120)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.375 (軽減前0.50)
3	35,568 (軽減前44,928)	2,964 (3,744)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.475 (軽減前0.60)
4	50,544 (軽減前52,416)	4,212 (4,368)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.675 (軽減前0.70)

【＊２】 ２年度保険料（令和2年6月条例改正により所得段階１～４保険料変更）（単位：円）

所得段階	年額	平均月額	対象者判定基準（所得などの状況）	算定式
1	22,464 (軽減前37,440)	1,872 (3,120)	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	基準額×0.30 (軽減前0.50)
2	22,464 (軽減前37,440)	1,872 (3,120)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	基準額×0.30 (軽減前0.50)
3	26,208 (軽減前44,928)	2,184 (3,744)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.60)
4	48,672 (軽減前52,416)	4,056 (4,368)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える	基準額×0.65 (軽減前0.70)

【＊３】 ７年度保険料（令和7年3月条例改正により所得段階１～２、４～５判定基準変更）（単位：円）

1	21,204 (軽減前33,852)	1,767 (2,821)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員の住民税が非課税 世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下	基準額×0.285 (軽減前0.455)
2	26,040 (軽減前40,920)	2,170 (3,410)	世帯全員の住民税が非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超え120万円以下	基準額×0.35 (軽減前0.55)
4	63,240	5,270	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下	基準額×0.85
5	74,400	6,200	本人の住民税が非課税、世帯員が課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円を超える	基準額×1.00

(3) 7年度保険料収納状況 (8年5月31日現在)

(単位: 円、件、%)

賦課区分	徴収区分	7年度							6年度	5年度	4年度
		調定額		収納額		還付未済額	不納欠損額	収納率	収納率	収納率	収納率
		金額	件数	金額	件数						
現年度分	特別徴収	4,095,073,234	278,847	4,095,073,234	278,847	14,937,998	-	100.00	100.00	100.00	100.00
	普通徴収 現年度	900,116,598	79,737	837,853,332	72,613	1,889,065	-	93.08	92.25	91.41	90.52
	過年度	8,656,005	484	7,815,575	443	9,743	-	90.29	89.66	85.50	91.11
	計	908,772,603	80,221	845,668,907	73,056	1,898,808	-	93.06	92.22	91.33	90.53
	滞納繰越分	5,003,845,837	359,068	4,940,742,141	351,903	16,836,806	-	98.74	98.66	98.63	98.62
普通徴収		151,565,255	18,460	19,732,034	2,586	407,207	54,129,547	13.02	10.21	12.56	13.14
総合計		5,155,411,092	377,528	4,960,474,175	354,489	17,244,013	54,129,547	96.22	96.04	96.43	96.42

※還付保留含む。減免は含まない。

(4) 7年度所得段階別収納状況 (8年5月31日現在)

(単位: 円、件、%)

(単位: %)

	所得段階	7年度					所得段階	6年度	5年度	4年度
		調定額	件数	収納額	件数	収納率		収納率	収納率	収納率
特別徴収	1	129,977,803	35,026	129,977,803	35,026	100.00	1	100.00	100.00	100.00
	2	86,886,172	18,760	86,886,172	18,760	100.00	2	100.00	100.00	100.00
	3	154,226,854	18,681	154,226,854	18,681	100.00	3	100.00	100.00	100.00
	4	262,033,075	24,549	262,033,075	24,549	100.00	4	100.00	100.00	100.00
	5	358,106,320	28,729	358,106,320	28,729	100.00	5	100.00	100.00	100.00
	6	418,199,232	30,474	418,199,232	30,474	100.00	6	100.00	100.00	100.00
	7	570,054,004	38,065	570,054,004	38,065	100.00	7	100.00	100.00	100.00
	8	494,689,614	28,258	494,689,614	28,258	100.00	8	100.00	100.00	100.00
	9	320,748,628	16,023	320,748,628	16,023	100.00	9	100.00	100.00	100.00
	10	344,106,592	14,475	344,106,592	14,475	100.00	10	100.00	100.00	100.00
	11	192,615,624	7,347	192,615,624	7,347	100.00	11	100.00	100.00	100.00
	12	112,321,344	3,760	112,321,344	3,760	100.00	12	100.00	100.00	100.00
	13	96,279,024	2,753	96,279,024	2,753	100.00	13	100.00	100.00	100.00
	14	99,438,080	2,506	99,438,080	2,506	100.00	14	100.00	100.00	100.00
	15	110,998,240	2,551	110,998,240	2,551	100.00	15	100.00	100.00	100.00
	16	128,070,368	2,667	128,070,368	2,667	100.00	16	100.00	100.00	100.00
	17	89,232,880	1,790	89,232,880	1,790	100.00	17	100.00	100.00	100.00
	18	127,089,380	2,433	127,089,380	2,433	100.00	18	100.00		
	計	4,095,073,234	278,847	4,095,073,234	278,847	100.00	計	100.00	100.00	100.00
普通徴収	1	50,262,419	21,061	44,373,752	18,600	88.28	1	87.56	96.90	97.81
	2	5,313,966	1,624	5,084,770	1,555	95.69	2	93.96	83.99	82.21
	3	6,954,826	1,206	6,523,506	1,139	93.80	3	95.43	93.71	94.08
	4	63,069,722	8,983	56,904,576	8,103	90.22	4	88.44	92.48	87.93
	5	8,381,880	966	8,089,320	930	96.51	5	94.75	87.29	85.77
	6	58,169,993	6,437	51,080,577	5,672	87.81	6	86.89	92.77	91.74
	7	71,985,556	7,301	61,917,953	6,290	86.01	7	83.05	83.87	84.31
	8	81,489,066	7,195	72,941,508	6,454	89.51	8	89.23	85.54	82.90
	9	55,298,732	4,215	51,709,052	3,942	93.51	9	94.30	85.96	90.17
	10	74,097,978	4,774	70,849,798	4,567	95.62	10	93.85	93.86	90.76
	11	49,100,676	2,876	47,538,056	2,784	96.82	11	95.27	94.40	93.36
	12	41,522,976	2,098	40,159,296	2,030	96.72	12	96.63	95.59	92.86
	13	35,379,216	1,553	33,997,136	1,493	96.09	13	94.91	94.73	91.67
	14	49,600,000	1,872	47,635,840	1,800	96.04	14	96.22	93.76	95.41
	15	53,769,860	1,863	51,776,460	1,795	96.29	15	97.97	96.49	94.16
	16	75,370,832	2,341	72,826,752	2,260	96.62	16	96.13	98.12	97.90
	17	54,873,100	1,583	51,255,920	1,479	93.41	17	94.30	95.00	94.09
	18	65,475,800	1,789	63,189,060	1,720	96.51	18	96.02		
	計	900,116,598	79,737	837,853,332	72,613	93.08	計	92.25	91.41	90.52
総合計	1	180,240,222	56,087	174,351,555	53,626	96.73	1	96.54	98.51	98.97
	2	92,200,138	20,384	91,970,942	20,315	99.75	2	99.52	96.21	95.94
	3	161,181,680	19,887	160,750,360	19,820	99.73	3	99.80	99.54	99.54
	4	325,102,797	33,532	318,937,651	32,652	98.10	4	97.92	99.67	99.45
	5	366,488,200	29,695	366,195,640	29,659	99.92	5	99.88	97.93	97.81
	6	476,369,225	36,911	469,279,809	36,146	98.51	6	98.41	99.82	99.83
	7	642,039,560	45,366	631,971,957	44,355	98.43	7	98.11	98.20	98.32
	8	576,178,680	35,453	567,631,122	34,712	98.52	8	98.59	98.41	98.36
	9	376,047,360	20,238	372,457,680	19,965	99.05	9	99.15	98.33	98.92
	10	418,204,570	19,249	414,956,390	19,042	99.22	10	98.94	99.19	98.96
	11	241,716,300	10,223	240,153,680	10,131	99.35	11	99.03	99.14	99.05
	12	153,844,320	5,858	152,480,640	5,790	99.11	12	99.18	99.15	98.74
	13	131,658,240	4,306	130,276,160	4,246	98.95	13	98.77	98.84	98.12
	14	149,038,080	4,378	147,073,920	4,306	98.68	14	98.82	98.40	99.00
	15	164,768,100	4,414	162,774,700	4,346	98.79	15	99.35	98.98	98.51
	16	203,441,200	5,008	200,897,120	4,927	98.75	16	98.62	99.47	99.37
	17	144,105,980	3,373	140,488,800	3,269	97.49	17	98.02	98.44	98.36
	18	192,565,180	4,222	190,278,440	4,153	98.81	18	98.74		
	計	4,995,189,832	358,584	4,932,926,566	351,460	98.75	計	98.68	98.66	98.63

※特別徴収・普通徴収とも、過年度分、還付保留分、減免、不納欠損は含まない。

(5) 保険料減免

目黒区独自の保険料減額を実施した。これは、保険料の所得段階が第1・第2・第3段階（令和5年度までは第4段階まで）で、ひと月の平均収入額が生活保護基準月額1.15倍以下の生活困窮世帯等、減額要件に該当する人について、申請により保険料を本来額の半額に減額する制度である。なお、徴収猶予は該当がなかった。

ア 条例第19条1項該当（一般減免）

（単位：円、人）

年度	理 由	特別徴収		普通徴収		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
7	災害等	156,240	9	197,191	10	353,431	19
	死亡・長期入院	0	0	0	0	0	0
	失業・事業休廃止	0	0	0	0	0	0
	拘禁	0	0	0	0	0	0
	計	156,240	9	197,191	10	353,431	19
6	計	0	0	81,840	2	81,840	2
5	計	132,060	3	133,920	5	265,980	8
4	計	256,720	3	72,500	6	329,220	9

※ 特別徴収と普通徴収の併用の場合があるので、総人数は実人数よりも多い場合がある。

イ 条例付則第8条該当（目黒区の独自減額）

（単位：円、人）

年度	所得段階	特別徴収		普通徴収		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
7	1	21,204	2	0	0	21,204	2
	2	52,080	4	0	0	52,080	4
	3	24,180	1	0	0	24,180	1
	計	97,464	7	0	0	97,464	7
6	計	145,824	9	10,602	1	156,426	10
5	計	171,120	11	11,160	1	182,280	12
4	計	155,310	10	26,040	2	181,350	12

ウ 条例第19条1項該当（コロナ減免）

（単位：円、人）

対象 年度	申請 年度	収入減少		死亡		重篤な傷病		計	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
元	2	1,673,657	142	29,952	2	38,688	2	1,742,297	146
2	2	10,798,957	158	97,344	2	232,128	2	11,128,429	162
	3	1,093,354	21	0	0	164,736	2	1,258,090	23
	計	11,892,311	179	97,344	2	396,864	4	12,386,519	185
3	3	4,190,207	65	271,560	4	0	0	4,461,767	69
	4	63,240	1	0	0	0	0	63,240	1
	計	4,253,447	66	271,560	4	0	0	4,525,007	70
4	4	920,689	13	47,120	3	0	0	967,809	16
累計								19,621,632	417

(6) 不納欠損

（単位：円、人）

年度	5年度欠損分		6年度欠損分		7年度欠損分			
	3年度賦課以前分		4年度賦課以前分		4年度賦課以前分		5年度賦課分	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
計	24,030,664	1,589	47,757,294	1,621	30,994,086	784	23,135,461	846

(7) 介護保険料還付金支払状況（8年5月31日現在）

（単位：件、円）

支払方法	科目	現年度				過年度 還付金支出	還付金 合計額
		特別徴収	普通徴収	滞納繰越	小計		
窓口	件数	3	0	0	3	0	3
	金額	114,560	0	0	114,560	0	114,560
口座	件数	4,830	255	50	5,135	571	5,706
	金額	66,011,365	2,002,069	434,598	68,448,032	6,736,070	75,184,102
厚生労働省	件数	319	—	—	319	228	547
	金額	3,345,954	—	—	3,345,954	1,044,760	4,390,714
共済	件数	2	—	—	2	4	6
	金額	4,300	—	—	4,300	21,200	25,500
合計	件数	5,154	255	50	5,459	803	6,262
	金額	69,476,179	2,002,069	434,598	71,912,846	7,802,030	79,714,876

5 要介護認定

(1) 介護認定審査会

介護認定審査会は、区長からの諮問を受け、介護保険の要介護認定等の申請に対する審査判定業務を行うため設置されたものである。（目黒区介護保険条例、介護認定審査会規則）

① 委員等

介護認定審査会委員の任期は2年で、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有するもののうちから区長が任命する。

	委員定数 (人)	現員数 (人)	委員の分野別内訳（人）			合議体数
			保 健	医 療	福 祉	
令和5年4月1日現在	63	63	17	30	16	14
令和6年4月1日現在	63	63	17	30	16	14
令和7年4月1日現在	63	63	16	31	16	14
令和8年4月1日現在	63	63	16	31	16	14

② 合議体開催数

年度	4	5	6	7
開催数（回）	334	334	330	332

(2) 要介護認定

① 申請

要介護認定等の申請は、各地区ごとに設置された包括支援センターで受け付けている。

ア 申請受付件数

(件)

年度	申請区分	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	介護保険課	合 計
4	新 規	428	625	817	680	802	54	3,406
	更 新	531	625	990	942	1,139	345	4,572
	区分変更	180	284	298	244	303	69	1,378
	認定延長者※	424	815	630	453	716	203	3,241
	合 計	1,563	2,349	2,735	2,319	2,960	671	12,597
5	新 規	447	704	773	711	870	55	3,560
	更 新	758	1,278	1,257	1,000	1,387	360	6,040
	区分変更	157	253	319	239	359	94	1,421
	認定延長者※	62	75	46	62	57	32	334
	合 計	1,424	2,310	2,395	2,012	2,673	541	11,355
6	新 規	476	711	782	758	936	61	3,724
	更 新	542	777	878	855	1,027	287	4,366
	区分変更	219	293	341	276	373	90	1,592
	合 計	1,237	1,781	2,001	1,889	2,336	438	9,682
7	新 規	485	668	774	796	856	47	3,626
	更 新	549	778	861	832	1,069	245	4,334
	区分変更	197	313	353	254	395	97	1,609
	合 計	1,231	1,759	1,988	1,882	2,320	389	9,569

※厚労省通知に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取扱いにより、要介護認定の有効期間を延長した者

イ 転入者申請数

他の自治体で要介護等の認定を受けた被保険者が転入した場合には、転入前自治体の認定内容を継続することができる。

(人)

年度	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	合 計
4	19	14	17	29	33	112
5	17	16	23	17	31	104
6	19	17	16	14	32	98
7	21	26	31	15	30	123

② 認定等

ア 認定審査件数

※審査判定の結果、自立と判定された件数を含む。(件)

年度	申請区分	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	介護保険課	合 計
4	新 規	381	611	752	641	781	44	3,210
	更 新	464	537	861	865	1,028	326	4,081
	区分変更	165	261	278	232	297	67	1,300
	認定延長者	423	812	628	452	713	201	3,229
	合 計	1,433	2,221	2,519	2,190	2,819	638	11,820
5	新 規	429	646	758	689	853	59	3,434
	更 新	796	1,307	1,286	1,067	1,457	378	6,291
	区分変更	150	247	301	221	334	80	1,333
	認定延長者	62	75	45	61	57	26	326
	合 計	1,437	2,275	2,390	2,038	2,701	543	11,384
6	新 規	451	689	741	710	854	54	3,499
	更 新	538	747	877	815	993	276	4,246
	区分変更	200	276	315	256	345	75	1,467
	合 計	1,189	1,712	1,933	1,781	2,192	405	9,212
7	新 規	470	657	747	779	848	48	3,549
	更 新	523	751	826	823	1,027	238	4,188
	区分変更	195	305	340	232	382	86	1,540
	合 計	1,188	1,713	1,913	1,834	2,257	372	9,277

イ 認定者数（地区別）

(人)

年度	認定区分	北部地区	東部地区	中央地区	南部地区	西部地区	介護保険課	合 計
4	要支援1	177	351	382	392	404	54	1,760
	要支援2	184	287	335	285	338	32	1,461
	要介護1	375	579	648	575	775	118	3,070
	要介護2	257	348	445	392	491	110	2,043
	要介護3	177	240	296	276	338	110	1,437
	要介護4	192	268	286	274	362	179	1,561
	要介護5	166	201	236	180	254	145	1,182
	合 計	1,528	2,274	2,628	2,374	2,962	748	12,514
5	要支援1	199	365	382	370	419	57	1,792
	要支援2	196	346	361	329	410	26	1,668
	要介護1	395	556	634	563	744	108	3,000
	要介護2	264	375	467	424	527	94	2,151
	要介護3	172	232	291	268	325	126	1,414
	要介護4	178	279	273	253	354	166	1,503
	要介護5	140	211	256	193	270	142	1,212
	合 計	1,544	2,364	2,664	2,400	3,049	719	12,740
6	要支援1	189	380	395	392	458	49	1,863
	要支援2	212	332	371	314	404	33	1,666
	要介護1	366	585	579	536	735	114	2,915
	要介護2	273	398	506	432	553	91	2,253
	要介護3	206	255	326	281	334	121	1,523
	要介護4	186	261	266	272	358	158	1,501
	要介護5	147	204	238	207	270	134	1,200
	合 計	1,579	2,415	2,681	2,434	3,112	700	12,921
7	要支援1	216	404	402	368	463	55	1,908
	要支援2	206	347	371	346	428	31	1,729
	要介護1	387	563	625	562	727	112	2,976
	要介護2	311	405	483	493	578	93	2,363
	要介護3	204	273	340	290	350	120	1,577
	要介護4	175	271	273	263	333	163	1,478
	要介護5	156	198	236	191	269	130	1,180
	合 計	1,655	2,461	2,730	2,513	3,148	704	13,211

ウ 認定者数（被保険者別）

(人)

年度	被保険者別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4	1号被保険者	1,749	1,439	3,016	1,992	1,401	1,537	1,146	12,280
	(65歳以上75歳未満)	138	130	235	153	138	115	111	1,020
	(75歳以上)	1,611	1,309	2,781	1,839	1,263	1,422	1,035	11,260
	2号被保険者	11	22	54	51	36	24	36	234
	合 計	1,760	1,461	3,070	2,043	1,437	1,561	1,182	12,514
5	1号被保険者	1,782	1,647	2,957	2,105	1,377	1,468	1,171	12,507
	(65歳以上75歳未満)	137	141	209	149	120	106	101	963
	(75歳以上)	1,645	1,506	2,748	1,956	1,257	1,362	1,070	11,544
	2号被保険者	10	21	43	46	37	35	41	233
	合 計	1,792	1,668	3,000	2,151	1,414	1,503	1,212	12,740
6	1号被保険者	1,852	1,648	2,861	2,196	1,485	1,473	1,167	12,682
	(65歳以上75歳未満)	147	128	192	170	110	107	86	940
	(75歳以上)	1,705	1,520	2,669	2,026	1,375	1,366	1,081	11,742
	2号被保険者	11	18	54	57	38	28	33	239
	合 計	1,863	1,666	2,915	2,253	1,523	1,501	1,200	12,921
7	1号被保険者	1,898	1,697	2,925	2,308	1,543	1,449	1,146	12,966
	(65歳以上75歳未満)	129	126	198	161	106	97	95	912
	(75歳以上)	1,769	1,571	2,727	2,147	1,437	1,352	1,051	12,054
	2号被保険者	10	32	51	55	34	29	34	245
	合 計	1,908	1,729	2,976	2,363	1,577	1,478	1,180	13,211

エ 認定者数の割合（第1号被保険者に対する要介護等高齢者数の割合）

年度	4	5	6	7
出現率	22.0%	22.4%	23.1%	23.0%

(3) 認定調査員に対する研修

認定調査員が、公平・公正で適切な調査を実施するため、必要な知識と技術の修得および調査能力の向上を目的として実施している。

種 別	開催回数	主な内容	参加人数
認定調査員新規研修	eラーニング等により実施（※1）	○要介護認定の概要 ○調査項目の解説 ○調査の留意点 ○特記事項の書き方	13人
認定調査員現任研修	2回（※2）	（1）介護保険制度の理念等 （2）介護認定審査会の役割と審査判定手順 （3）疑義の多い項目で3つの評価軸を再確認 ～選択基準の考え方、質問・確認のポイント、特記事項の書き方～	69人

※1 今年度は東京都がeラーニング等により随時実施した。

※2 今年度は業務委託し、オンラインによる研修を2回実施した。

6 保険給付

(1) サービスの種類

介護保険サービスは、要支援認定の者を対象とする介護予防サービスと、要介護認定の者を対象とする介護サービスに大別される。

① 居宅介護（予防）サービス

ア 訪問・通所系サービス

(ア) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄の「身体介護」及び、調理、洗濯などの「生活援助」を行う。なお、要支援認定者への訪問介護（介護予防訪問介護）については、平成28年4月1日以降、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに移行した。

(イ) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

居宅に入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴介護を行う。

(ウ) 介護予防訪問看護・訪問看護

医師の指示により訪問看護ステーションなどの看護師などが居宅を訪問し、病状観察や床ずれ防止などの療養上の介護や診療の補助を行う。

(エ) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問して、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを行う。

(オ) 通所介護（デイサービス）

日帰りで通所する利用者に対して、食事や入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションなどを行う。なお、要支援認定者への通所介護（介護予防通所介護）については、平成28年4月1日以降、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに移行した。なお、定員が18人以下の通所介護事業所については地域密着型通所介護である。

(カ) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などで、通所する利用者に対してリハビリテーションを行う。

(キ) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など、国が定める種目の福祉用具を貸与する。

○要支援認定・要介護1認定 貸与対象品目

・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助杖 ・自動排泄処理装置（排尿用）

○要介護2以上認定 貸与対象品目

・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・歩行器 ・歩行補助杖 ・移動用リフト（つり具の部分は除く） ・スロープ ・認知症老人徘徊感知機器 ・自動排泄処理装置（要介護2、3は排尿用）

イ 短期入所サービス

(ア) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などを行う。

(イ) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練・医療上のケアなどを行う。

ウ その他のサービス

(ア) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師などが通院困難な利用者の居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行う。

(イ) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等）の入居者に対し、介護サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援を行う。

② 地域密着型サービス

ア 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の者を対象にしたデイサービス。

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護が必要な認知症の者が5人～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排泄などの日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを行う。要支援1の者はこのサービスを利用できない。

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせ、多機能な介護サービスを行う。

エ 地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な施設の入居者に対して入浴、排泄、食事などの介助や、その他日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを行う。

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に対して、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを行う。新規入所は原則として要介護3～5の者が対象。

カ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護員、看護師などが1日複数回を定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護サービスと看護サービスを一体的に行う。要支援1・2の者はこのサービスを利用できない。

キ 夜間対応型訪問介護

定期巡回や随時通報システムを組み合わせ夜間専用の訪問介護を行う。要支援1・2の者はこのサービスを利用できない。

ク 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に必要な応じて訪問看護を加えて、「通い」「訪問」「泊まり」「看護」の介護サービスを一体的に行う。要支援１・２の者はこのサービスを利用できない。

ケ 地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下の通所介護事業所で、通所者に対して食事や入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練などを行う。要支援１・２の者はこのサービスを利用できない。

③ 施設介護サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や入浴、排泄などで常時介護が必要で自宅では介護が困難な者が入所する。日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを行う。新規入所は原則として要介護３～５の者が対象。

イ 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、自宅へ戻ることができるようリハビリテーションに重点を置いたケアが必要な者が入所する。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う。

ウ 介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設。

④ 介護予防特定福祉用具購入費・特定福祉用具購入費の支給

入浴や排泄に使われる特定福祉用具の購入費を支給する。

・入浴補助用具（入浴用いす、浴室すのこ等） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・腰掛便座 ・排泄予測支援機器

※令和６年４月から、福祉用具貸与の対象用具のうち、 ・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・単点杖（松葉づえを除く） ・多点杖 は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入して利用することが可能。

⑤ 介護予防住宅改修費・住宅改修費の支給

居宅の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給する。

・廊下や階段、浴室等への手すりの取り付け ・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 ・スロープ等取り付け、敷居撤去等による段差解消
・引き戸等への扉の取り替え（扉の新設も含む） ・洋式便器等への便器の取り替え、便器の位置・向きの変更

(2) 給付の方法

① 現物給付

介護サービスを利用した際に、利用者がサービスに要した自己負担分をサービス提供事業者
に支払い、保険給付分は事業者が保険者から受け取る給付方式をいう。

この方式を利用するためには、事前に介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成する
等の一定の要件を満たしている必要がある。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの
施設サービスも対象となる。

② 償還払い

サービスに要した費用を利用者が全額支払い、後から利用者の自己負担分を除き保険給付を
受ける方式をいう。福祉用具の購入、住宅の改修等のサービスはこの方式が用いられる。ただ
し、一定の要件を満たした事業者については、「受領委任払い」として、利用者は自己負担分
のみを事業者に支払い、事業者は利用者の自己負担分を除いた保険給付を保険者から直接受領す
る方式を利用することができる。

※介護保険負担割合は、平成27年度制度改正により、同年8月から自己負担分は1割または2
割、保険給付分は9割または8割となった。また、平成30年度の制度改正により、同年8月
から自己負担分は1割、2割または3割、保険給付分は9割、8割または7割となった。

年度 割合	4		5		6		7	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
1割	9,735	77.8%	9,956	78.7%	10,011	78.0%	10,078	77.0%
2割	965	7.7%	890	7.0%	921	7.2%	978	7.5%
3割	1,815	14.5%	1,811	14.3%	1,901	14.8%	2,036	15.5%
合計	12,515	100.0%	12,657	100.0%	12,833	100.0%	13,092	100.0%